

グリーン調達ガイドライン

Green Procurement Guideline

東京エレクトロングループでは、地球環境問題がクローズアップされる中、当社グループの環境方針に基づき、地球環境保全・循環型社会形成を目指した事業運営を継続して行っています。

その一環として環境配慮型の製品づくりを実現するためには、製品を構成する部品・機器等の環境負荷が少ないことが不可欠となります。また当社グループでは、取引先さまの事業活動における環境負荷を少なくする活動も考慮したグリーン調達を実施するため、「グリーン調達ガイドライン」を2001年1月15日付で発行いたしました。

世界的に環境に関する法規制がますます深化、拡がりを見せていることから、「グリーン調達ガイドライン」を改訂する必要があるという結論に至りました。改訂に際しては、法規制への早期の適合を促進する内容とさせていただきます。

取引先さまにおかれては、当社グループが持続可能な地球環境保全活動を継続・発展させるため、本ガイドラインをご理解いただきますとともに、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

環境についての考え方

東京エレクトロングループは、Technology for Eco Lifeのスローガンのもと、最先端の技術とサービスで、環境問題の解決を目指します。あらゆる事業活動において、環境負荷低減と地球環境保全を目指し、さらに生物多様性にも配慮した環境活動により、持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 環境管理体制の整備

環境マネジメントシステム ISO14001 や「環境活動評価プログラム」などを参考に、企業として持続可能な地球環境保全へ向けた環境管理体制の整備に努めてください。

- ◆ 環境管理体制を整備するため、一般的には、以下の推進が必要とされます。
 - (i)地球環境保全に関する企業理念を確立する。
 - (ii)環境保全を推進する担当役員や専任組織、委員会、実行担当者などが設置され実質的に運用する。
 - (iii)事業活動により発生する環境負荷（化学物質や廃棄物の排出、エネルギー消費など）を把握する。
 - (iv)環境負荷低減を継続的に行なう管理システム、および環境関連の法規制、地方条例などが遵守できる管理システムを有する。
 - (v)環境保全に関する情報を公開する。
 - (vi)環境に関する啓蒙や教育を実施する。
 - (vii)生物多様性の保全に取り組む。
 - (viii)グリーン調達やしゅくみがある。
- ◆ 「環境活動評価プログラム」は、環境省が策定し、日本の事業者に対し、自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる、簡易な方法を提供するものです。環境活動評価プログラム「エコアクション21」は、環境省の下記 URL から入手できます。

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

2. 事業活動における環境影響の把握・低減・情報開示

- 昨今、事業者の環境に配慮すべき範囲が拡大しており、当社グループの事業活動に伴って発生する環境負荷に加え、取引先さま、お客さまにおいて発生する環境負荷を含めての削減を考慮していくことが望まれています。
- 環境負荷には、資源・エネルギー制約、気候変動、水質汚濁、化学物質管理、大気汚染、森林保全、生物多様性の保全など幅広い側面が考えられ、程度の差こそあれ環境に影響を与えています。

取引先さまの事業を行う上での環境への影響を把握し、低減を推し進めていただくようお願いいたします。当社グループから、取引先さまの事業活動における環境に関する情報提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

3. 製品への環境配慮

- (1) ガス・化学品の納入
 - 必要なラベルを貼付し、安全データシート(SDS)を添付していただくようお願いいたします。当社のお客さまや当社自身が活動する国・地域の言語で、ラベルやSDSの提供をお願いいたします。化学品によっては、法規制対応のための詳細情報のご提供をお願いする場合があります。
- (2) コンポーネント・部品・材料・保守用化学品への含有化学物質対策
 - 当社が制定する禁止、制限、管理対象物質リストに基づいての対応をお願いするとともに、所定のフォーマットに必要な情報を記入して、取引先さまの製品を当社に納入していただくようお願いいたします。
- (3) コンポーネント・部品への内蔵化学品対策
 - 化学品を内蔵した状態で機器を輸送する場合には、規制を受ける場合があります。当社に納入していただくコンポーネント・部品に内蔵化学品がある場合には、品

名・総重量の明記と、機器に施している安全対策の提示をお願いいたします。

(4) コンポーネント・部品の内蔵電池情報

- 内蔵電池には、取引先さまがコンポーネント・部品に内蔵させた電池と、取引先さまが部品を調達する段階で既に内蔵されている電池があります。当社に納入する取引先さまの製品が電池を内蔵している場合には、使用可能な国名や仕様などの情報提示と、その国で要求されるラベリングの実施をお願いいたします。

(5) 省エネルギー／エネルギー高効率化

- 省エネルギーを考慮した製品開発に努めてください。待機時の電力消費をできる限りゼロに近づけるよう開発に努めてください。
- 一部の電気製品に対して、エネルギー効率を規定する法規制の施行が始まっており、対象製品の種類は拡大する傾向にあります。取引先さまのサプライヤーさまから調達する部品が規制されている場合もあります。当社が照会する国や地域での法規制に対しての該当・非該当判断の見解書と、該当の場合には適合証明、もしくは適合計画書の提示をお願いいたします。

(6) 省資源・リユース・リサイクル

- 小型・軽量化、また使用材料の削減に努めてください。
- リサイクル容易な材料を選定して使用してください。
- 使用材料の種類を減らし、分解容易な構造とするよう努めてください。
- 使用する材料のリサイクル性の表示に努めてください。

(7) 包装・梱包

- 包装・梱包材は、繰り返し使用できるものを使用して、回収・再使用するよう努めてください。
- 包装・梱包材は、廃棄時に地球環境に負荷を与えない材料の使用に努めてください。
- 当社が照会する国や地域での法規制に適合しているかどうかの情報の提供をお願いいたします。

(8) 情報提供

- 当社から取引先さまの製品の環境に関する情報提供をお願いする場合があります。できる限りのご協力をお願いいたします。

適用範囲

本ガイドラインは、当社が購入するコンポーネント・部品・材料の製造会社、当社製品に使用するユニットやアセンブリー品の組立製造会社、およびサービスや物流業務の提供会社を対象としています。

その他

本ガイドラインは、社会情勢の変化、法規制の動向などにより改訂することがあります。

お問い合わせ先

東京エレクトロン株式会社

EHS 推進室

〒183-8705 東京都府中市住吉町 2-30-7

tel. 042-333-8252 fax. 042-333-8477